

愛知県内各市町村の「基準緩和A」一覧表(通所型サービス)

	1名古屋				2豊橋市	3岡崎市	4一宮市	5瀬戸市	6半田市
名称	ミニデイ型通所サービス(一体型・時間外型) ※同一の場所で「予防専門型」と「ミニデイ型」を一体的に運営	ミニデイ型通所サービス(単独型)	運動型通所サービス(一体型・時間外型) ※同一の場所で「予防専門型」と「運動型」を一体的に運営	運動型通所サービス(単独型)	広域型通所サービス	短期強化型(通所型サービスA)	基準緩和通所サービス	生活支援通所サービス	通所型サービスA介護専門型
利用対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援1、2 事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援認定者 事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1 要支援2 事業対象者
事業主体	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人、個人	現行の(介護予防)通所介護事業者、フィットネスクラブ等	現行の通所介護事業所、新規参入事業者、社会福祉法人等	介護保険事業所・民間事業者・NPO等	介護保険事業所	介護保険事業者
サービス内容	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可(ただし、衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎は必要に応じて実施(ただし、送迎の加算はなし)	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可(ただし、衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎は必要に応じて実施(ただし、送迎の加算はなし)	専門家による運動プログラムの実施	専門家による運動プログラムの実施	身体機能向上・維持のための機能訓練 健康維持や認知症予防を目的とした体操・各種レクリエーション	「岡崎市介護予防・認知症予防プログラム」を活用した複合プログラム ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎は必要に応じて実施	現行のサービスより人員・資格・設備等を緩和したサービス	食事や入浴を行わない半日(2~3時間)のデイサービス	介護予防通所介護と同様のサービス
職員・担い手	・左記の「予防専門型通所サービス」の人員を配置することで満たす。しかし、「ミニデイ型通所サービス」を提供する時間帯を通じて専ら「ミニデイ型通所サービス」の提供に当たる従事者を必要数配置。 ・「なごや介護予防・認知症予防プログラム研修」の修了者を事業所に1以上配置。	管理者:専従1以上…管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能 介護職員:経験のある介護職員 介護予防運動指導員:健康運動指導士等、15人まで専従1以上、16人以上は専従1+必要数。 ・「なごや介護予防・認知症予防プログラム研修」の修了者を1以上配置。	・左記の「予防専門型通所サービス」の人員を配置することで満たす。しかし、「運動型通所サービス」を提供する時間帯を通じて専ら「運動型通所サービス」の提供に当たる従事者を必要数配置。	管理者:専従1以上…管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能 従事者:医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、介護予防運動指導員、健康運動指導士等。10人毎に専従1以上	・一体的に運営:管理者・看護職員・機能訓練指導員=生活相談員・通所介護事業所としての人員基準を満たしている場合、新たな配置は不要、介護職員=広域型通所サービスの利用者が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は0.1を乗じた数+1 単独で運営:管理者=常勤1名、生活相談員(介護福祉士等)=必要数、看護職員(看護師等)=必要数、機能訓練指導員(理学療法士等)=必要数、介護職員=広域型通所サービスの利用者が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は0.1を乗じた数	現行の介護予防通所介護事業所、NPO、生活協同組合、社会福祉法人	現行の基準より緩和。訪問サービスにおいては市独自の担い手研修を実施	介護職員、市の指定する研修修了者	介護従業者等
事業支給費(報酬)	週1回:月1,371単位 ・地域密着型通所介護における「要介護者1の2時間以上3時間未満」の報酬単価をもとに積算(予防専門型サービスの8割程度) ・介護保険の処遇改善加算相当分も加味 ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位/月) 前年度に該当サービスのユーザー評価に参加した場合に算定可 ・介護予防改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善する等、一定の要件を満たした場合、終了月に利用月×50単位を算定。	週1回:月1,371単位 ・地域密着型通所介護における「要介護者1の2時間以上3時間未満」の報酬単価をもとに積算(予防専門型サービスの8割程度) ・介護保険の処遇改善加算相当分も加味 ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位/月) 前年度に該当サービスのユーザー評価に参加した場合に算定可 ・介護予防改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善する等、一定の要件を満たした場合、終了月に利用月×50単位を算定。	1回230単位 ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位/月) 前年度に該当サービスのユーザー評価に参加した場合に算定可 ・介護予防改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善する等、一定の要件を満たした場合、終了月に利用月×50単位を算定。 ・評価実施加算 3ヶ月に1回評価を実施した場合、230単位を算定。	1回230単位 ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位/月) 前年度に該当サービスのユーザー評価に参加した場合に算定可 ・介護予防改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善する等、一定の要件を満たした場合、終了月に利用月×50単位を算定。 ・評価実施加算 3ヶ月に1回評価を実施した場合、230単位を算定。	事業対象者・要支援1:1318/月 要支援2:2702/単位	送迎あり 300単位/回 (要支援1の報酬単価1,647×12か月÷52週=380単位(380+15単位(処遇改善I相当))×10.27円=400単位×0.75=300単位) 送迎なし 230単位(300単位-送迎分70単位)/回 ※1単位 10円	現行の基準の8割強	旧来の介護予防通所介護の8割程度(329単位/回)	411単位(3~6時間) 360単位(3時間未満)
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担	同左	1割又は2割の負担	サービス費の1割または2割	1割又は2割負担	1割又は2割
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有(事業対象者・要支援1:5003単位、要支援2:10473単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有	有	有り
利用者数見込み	ミニデイ型通所サービス1,240人	ミニデイ型通所サービス1,240人	運動型通所サービス1,240人	運動型通所サービス1,240人	要支援者の7割	0	1,258人(基準緩和含む)	未定	45

	7春日井市	8豊川市	9津島市	10碧南市		11刈谷市	12豊田市	13安城市	
名称	指定通所型緩和基準サービス	②広域型通所サービス	通所型サービスA(1日型・短時間型)	運動器中心型	ミニデイ型	緩和基準通所型サービス事業	生活支援通所サービス	生活支援通所サービス	緩和型通所サービス・一体型
利用対象者	・居宅要支援被保険者 ・事業対象者	要支援1、2、事業対象者	事業対象者・要支援1・2	事業対象者 要支援1・2	事業対象者 要支援1・2	要支援1・2 事業対象者	要支援1・2または基本チェックリスト該当者(事業対象者)	要支援・事業対象者	要支援者 事業対象者
事業主体	営利・非営利法人	②通所介護事業所など	介護保険事業所等	事業所指定	事業所指定	指定事業者	介護保険事業者、NPO法人、シルバー人材センター等	介護保険事業者	既存の介護予防通所介護事業者 新規参入事業者
サービス内容	利用者が自立した生活を送れるよう、運動、レクリエーション、行事などを通じて必要な日常生活の支援及び生活機能訓練を実施	②機能訓練やレクリエーションなど	(1日型)健康チェック、食事、入浴、レクリエーション等(短時間型)転倒予防を目的に、運動機能向上のための取り組み	運動器向上を目指す	閉じこもり予防	ミニデイサービス	軽体操、趣味活動等	ガイドラインに沿ったサービス	○運動・レクリエーション等・送迎 * 昼食の準備は任意 * 週1～2日 2～3時間以内の利用時間
職員・担い手	既存の介護予防通所介護事業所	②デイサービスセンター職員等	介護職員、機能訓練指導員	事業所職員	事業所職員	指定事業者の従業員	・管理者：資格要件なし ・リーダー：現行の資格要件または実務経験6か月以上 ・従事者：資格要件なし	ガイドライン通り	左記「介護予防通所介護」人員基準を満たすことに加え、サービス利用者に応じて必要数
事業支給費(報酬)	270単位/回	おおむね予防給付の報酬の8割	(1日型) ・週1回：1,317単位/月 ・週2回以上：2,701単位/月 (短時間型) ・週1回：1,053単位/月 ・週2回以上：2,160単位/月 (運動器機能向上加算)1回50単位	月額報酬	月額報酬	現行相当の7割程度	週1回程度 ・送迎あり：1,400単位 ・送迎なし：1,100単位 週2回程度 ・送迎あり：2,800単位 ・送迎なし：2,200単位 ※1単位 10.27円 ※資格要件を緩和した報酬を設定、加算は送迎のみ	給付	○月ごとの包括払い 【送迎ありの場合】 ・週1回利用の場合 1,314単位/月額 ・週2回利用の場合 2,683単位/月額 【送迎なしの場合】 ・週1回利用の場合 1,070単位/月額 ・週2回利用の場合 2,195単位/月額
利用者負担	1割又は2割	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	(1日型) ・週1回：1,352円/月 ・週2回以上：2,773円/月 (短時間型) ・週1回：1,081円/月 ・週2回以上：2,218円/月 (運動器機能向上プログラムの歩行支援) 1回51円	1割(2割)	1割(2割)	1割又は2割	1割または2割負担	1割or2割	1割または2割の負担
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	基本チェックリスト該当者(事業対象者)：5,003単位 要支援1：5,003単位 要支援2：10,473単位	有	国保連合会経由で審査・支払い
利用者数見込み	2人	②450～500人	0	45名	35名	0	555人	—	0

	14西尾市		15蒲郡市	16犬山市	17常滑市	18江南市	19小牧市	20稲沢市	
名称	緩和型通所サービス・単独型	緩和型通所サービス・ミニタイプ	緩和型通所サービス・いきいきサービス	②広域型通所サービス	通所介護基準緩和サービス	通所型サービスA	ぷち・でい(通所型A)	②健康維持通所型サービス	基準緩和型通所サービス
利用対象者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援1、2、事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1、3 事業対象者	新たに予防デイを利用する人	要支援者 事業対象者	事業対象者 要支援1・2
事業主体	既存の介護予防通所介護事業者 新規参入事業者	接骨院	既存のいきいきサービスから移行	②通所介護事業所など	指定事業者	現行通り	指定事業者	介護業者 民間事業者	指定事業所
サービス内容	○運動・レクリエーション等・送迎 * 昼食の準備は任意 * 週1～2日 2～3時間以内の利用時間	○機能訓練・送迎 * 週1～2日 1時間30分程度の利用時間	○運動・レクリエーション等・送迎 * 昼食の準備は任意 * 週1～2日 3時間以上の利用時間	②機能訓練やレクリエーションなど	施設に通所し、自立した生活を目指し、介護予防プログラムを行う	レク・運動・閉じこもり予防	緩和した基準によるサービス	身体介護を除いた支援	緩和した基準でのサービス
職員・担い手	①管理者 *1 ②生活相談員 専従1以上(管理者との兼務可)*2 ③介護職員 15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2人以上 * ②または③のうちどちらかは常勤とする。 * 運動の内容については一定の研修受講終了者または有資格者がいる場合、資格要件については要相談	①柔道整復師 * 施術所に従事する者にあつては公益社団法人日本柔道整復師会が実施する「機能訓練指導認定柔道整復師講習会」を修了し登録された者または地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を修了し登録された者に限る。 * 法人の資格をもつ事業所とする。 ②従事者(介護職員) 15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2人以上	①管理者 専従1 (介護職員と兼務可) ②介護職員 15人以下 専従2以上 * 一定の研修受講終了者	②デイサービスセンター職員等	同左を緩和	現行通り	賃金労働者	②現行と同様	指定事業所の従事者
事業支給費(報酬)	○月ごとの包括払い 【送迎ありの場合】 ・週1回利用の場合 1,314単位/月額 ・週2回利用の場合 2,683単位/月額 【送迎なしの場合】 ・週1回利用の場合 1,070単位/月額 ・週2回利用の場合 2,195単位/月額	○月ごとの包括払い 【送迎ありの場合】 ・週1回利用の場合 1,210単位/月額 ・週2回利用の場合 2,237単位/月額 【送迎なしの場合】 ・週1回利用の場合 1,027単位/月額 ・週2回利用の場合 1,871単位/月額	事業者指定の報酬の範囲内で事業内容に応じて市が定める金額	おおむね予防給付の報酬の8割	1,317単位/月 (週1回4時間以上) 790単位/月 (週1回1時間半～4時間未満)	1回につき1440単位	週1回: 月 14,794円 週2回: 月 29,588円	8割又は9割	現行の予防給付の8割程度
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	1割または2割	1割または2割	1割または2割	1割又は2割	負担割合証の割合
限度額管理の有無	国保連合会経由で審査・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	直接払い	有	有	有	あり	有	有
利用者数見込み	0	0	0	0	230名 (予算に合わせる)	1割程度の移行	0	未定	0

	21新城市	22東海市	23大府市	24知多市	25知立市	26尾張旭市	27高浜市	28岩倉市	29豊
名称	②広域型通所サービス	基準緩和のデイサービス	通所型サービスA	通所型サービスA	通所型サービスA	尾張旭市総合事業運動型通所サービス	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	通所型サービスA	生活支援通所サービス(一体型指定・単独型指定)
利用対象者	要支援1、2、事業対象者	要支援1、2 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	身体介護を伴わない者	事業対象者 要支援者	要支援・事業対象者	要支援認定者 総合事業対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者
事業主体	②通所介護事業所など	指定事業所 ※専門職4	指定事業所	指定事業所	指定事業者	営利法人 非営利法人	営利・非営利法人	指定を受けた通所介護事業所	既存の介護予防通所介護指定事業者 新規参入事業者
サービス内容	②機能訓練やレクリエーションなど	レクリエーションや運動、趣味活動等を実施 送迎は各事業所によって異なります(応相談)	身体介護を要しない半日デイサービスを想定。	身体介護を要しない半日デイサービスを想定。	基準緩和	運動プログラムによる運動器の機能向上訓練	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に関する支援	ミニデイサービス・運動・レクリエーション等	送迎・機能訓練ほか
職員・担い手	②デイサービスセンター職員等		管理者、生活相談員等、看護職員、介護職員、機能訓練指導員ただし、左記と比較し、常勤の緩和や必要数の緩和あり	管理者、生活相談員等、看護職員、介護職員、機能訓練指導員ただし、左記と比較し、常勤の緩和や必要数の緩和あり	現行と同様市の指定講習修了者	賃金労働者	既存の介護予防通所介護事業所が移行	管理者 従事者	単独指定型 ・管理者専従1以上※ ・従事者 ~15人専従1以上 15人~利用者1人に必要数 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務との兼務可能 一体指定型 左記「介護予防通所事業」人員基準を満たすことに加え、A型サービス利用者の数に応じて必要数
事業支給費(報酬)	おおむね予防給付の報酬の8割	【事業対象者、要支援1】 ・週1回程度 11,022円/月 【事業対象者、要支援2】 ・週2回程度 23,808円/月 ※送迎加算あり	事業対象者・要支援1 1,087単位/月(概ね週1回)、 事業対象者・要支援2 2,348単位/月(概ね週2回) 加算は送迎加算のみ(1回片道30単位)	事業対象者・要支援1 1,087単位/月(概ね週1回)、 事業対象者・要支援2 2,348単位/月(概ね週2回) 加算は送迎加算のみ(1回片道30単位)	基準緩和	1回250単位	23,640円/月	事業対象者・要支援1…1,397単位/月(14,165円/月) 要支援2…2,864単位/月(29,040円/月)	送迎あり1回あたり350単位 送迎なし1回あたり310単位
利用者負担	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	原則として、費用の1割又は、一定以上の所得者は3割です。	1割又は2割	1割又は2割		0 1割又は2割	1割または2割の負担	負担割合証に準ずる	1割または2割
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み	0	0	0	0	0	0 30人	0	0 未定	100

	明市	30日進市	31田原市	32愛西市	33清須市	34北名古屋市	35弥富市	36みよし市	37あま市
名称	いきいき教室	通所型サービスA	広域型通所	通所型サービス	・生活支援通所サービス ・きよす元気アップサービス	通所基準緩和型サービス	通所型サービスA	通所介護相当サービス	通所基準緩和型
利用対象者	要支援者 チェックリストによる事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	要支援 事業対象者	要支援認定者及び事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1・要支援2 事業対象者	要支援者 事業対象者	要支援認定者及び基本チェックリストによる事業該当者	要支援者 事業対象者
事業主体	民間事業者	指定事業所	介護サービス事業所	指定事業者	通所介護事業所	指定事業者	指定介護事業者	指定事業者	指定事業所
サービス内容	送迎・運動指導	ミニデイ(2~3H)	通所サービス	緩和した基準	・主に雇用されている労働者により提供される通所型サービスであって、従前の介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの ・対象者の自立支援に資する通所型サービス	施設に通所し、自立した生活を目指し、介護予防プログラムを行う	デイサービス事業	ミニデイサービス	通所:身体介護を伴わない運動、入浴や食事、レクリエーション等のサービス他、自宅までの送迎サービス等
職員・担い手	仕様による	指定事業所職員	—	緩和した基準	介護職員	経験のある介護職員、介護予防運動指導員、健康運動指導員	指定事業者職員	指定事業所職員	賃金労働者
事業支給費(報酬)	委託費による	300単位/回、 350単位/回 ※送迎あり	検討中	現行より減算		通所Ⅰ:週1回程度1,371単位/月 通所Ⅱ:週2回程度2,742単位/月 ※1単位=10.27円	現行の予防事業費の概ね8割・加算についても同様	給付率9割又は8割	通所: 週1回1350単位 週2回2750単位
利用者負担	自己負担1割の方300円 自己負担2割の方600円	1~2割	1・2割	1割または2割		0 1割または2割	1割、一定の所得以上の方は2割	1割又は2割	1割、一定の所得以上の方は2割
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	あり
利用者数見込み	100	250	—	0	0	0 通所 実3人	137件(12月実績)	50人	7人(29年4月の予定、平成30年3月まで毎月7名程度増加する予定)

	38長久手市	39東郷町	40豊山町	41大口町	42扶桑町	43大治町	44蟹江町	45飛島村	46阿久比町
名称	0 基準緩和訪問型サービスA	0	0	0 緩和型通所介護	0	ミニデイ型通所サービス	0 第一号通所介護事業	0 訪問型サービスA	0 通所型サービスA
利用対象者	0 要支援認定者 総合事業対象者	0	0	0 要介護1、2 事業対象者	0	0 要支援1・2認定者 チェックリスト該当者	0 要支援認定者及び事業対象 者	0 要支援1、2 事業対象者	0 介護予防通所介護相当サー ビスに該当しない方 など
事業主体	0 指定事業者 委託事業者	0	0	0 指定事業所	0	0 営利法人 非営利法人	0 指定事業所	0 指定事業者	0 指定事業者
サービス内容	0 生活支援	0	0	0 専門的部分の他(通所)	0	0 送迎、機能訓練 昼食の提供はなし 入浴可(見守りのみ。衣類の 脱着介助なし)	0 生活支援サービス	0 訪問介護員等による生活援 助	0 通所:3時間以上で入浴・送迎 を含む
職員・担い手	0 ○一体型:現行相当サービス に加え、サービス利用者に対 して必要数 ○単独型: ・管理者(専従1以上)=支障 がない場合同一敷地内の他の 事業所等の職務に従事 可、 ・訪問事業責任者(従事者の うち必要数)=介護福祉士・ 実務者研修修了者・3年以上 介護等の実務に従事した介 護職員初任者研修修了者、 ・従事者(必要数)=介護福 祉士、介護職員初任者研修 等修了者、生活支援サポー ター養成講座受講者	0	0	0	0	0 事業者指定	0 事業所職員	0 事業者	0
事業支給費 (報酬)	0 ○200単位/回 ・要支援1、総合事業対象者 =週1回程度 ・要支援2、総合事業対象者 (例外)=週2回程度 ○1単位の単価:10円	0	0	0	0	0 週1回 :月1,064単位 週2回以上:月2,128単位	0 現行の8割	0 現行給付の8割	0 通所・訪問それぞれにサービ ス単価を設定
利用者負担	0 法定サービスと同等	0	0	0 1割または2割	0	0 1割または2割の負担	0 1割又は2割	0 1割または2割	0 1割、または2割
限度額管理の有無	0 指定:有 委託:無	0	0	0 有	0	0 あり	0 有	0 有	0 有
利用者数見込み	0 約200人/月	0	0	0 未定	0	0 200人	0 200人	0 15	0 未定

	47東浦町	48南知多町	49美浜町	50武豊町	51幸田町		52設楽町	53東栄町	54豊根
名称	基準緩和のデイサービス	0	0	通所型サービスA	通所型サービスA 基準緩和①機能訓練型	通所型サービスA 基準緩和②ミニデイ型	0	0	0
利用対象者	要支援1、2 事業対象者	0	0	事業対象者 要支援1・2	総合事業対象者 要支援1、2	総合事業対象者 要支援1、2	0	0	0
事業主体	指定事業所 ※専門職4	0	0	各事業所	幸田町指定事業所	幸田町指定事業所	0	0	0
サービス内容	レクリエーションや運動、趣味 活動等を実施 送迎は各事業所によって異な ります(応相談)	0	0	0	機能訓練指導員の配置があ り、機能訓練が実施可能な利 用を想定 ※原則として、身体介護を要 しないこと	閉じこもり予防や介護負担の 軽減等生活行為向上のため の支援を必要とする利用を想 定 ※原則として、身体介護を要 しないこと	0	0	0
職員・担い手	0	0	0	0	①管理者:専従1以上(非常 勤でも可) ※業務に支障がない場合、他 の職務、同一敷地内の他事 業等の職務に従事可能 ②介護職員:1以上の必要数 ③機能訓練指導員:1以上 ※業務に支障がない場合、他 の職務、同一敷地内の他事 業等の職務に従事可能	①管理者:専従1以上(非常 勤でも可) ※業務に支障がない場合、他 の職務、同一敷地内の他事 業等の職務に従事可能 ②介護職員:1以上の必要数	0	0	0
事業支給費 (報酬)	【事業対象者、要支援1】 ・週1回程度 11,022円/月 【事業対象者、要支援2】 ・週2回程度 23,808円/月 ※送迎加算あり	0	0	0	現行の介護予防通所介護の 約79% ●1回240単位 ※要支援1の報酬単価 1,647×12か月÷52週≒380 単位 (380+15単位(処遇改善I 相当))×0.60≒240(10未満 四捨五入) ※加算:送迎加算30単位(片 道1回) (1単位 10.14円)	現行の介護予防通所介護の 約95% ●1回300単位 ※要支援1の報酬単価 1,647 ×12か月÷52週≒380単位 (380+15単位(処遇改善I 相当))×0.76≒300(10未満 四捨五入) ※加算:送迎加算30単位(片 道1回)(1単位 10.14円)	0	0	0
利用者負担	原則として、費用の1割又は、 一定以上の所得者は2割で す。	0	0	0	0 1割または2割	1割または2割	0	0	0
限度額管理の有無	有	0	0	有	週1回:1,647単位 週2回:3,377単位(要支援の み) 要支援1及び事業対象者: 5,003単位 要支援2:10,473単位	週1回:1,647単位 週2回:3,377単位(要支援の み) 要支援1及び事業対象者: 5,003単位 要支援2:10,473単位	0	0	0
利用者数見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0